

合して「学校剣道」の名称で体育の学習内容の一つとして実施してよいことになった。学習の方法としては、指導者や用具について無理なく実施できる場合、年間中学校で六時間、高校で九時間の時間配当が考えられ、正課時においては、体育教員が指導にあたることになった。しかしながら戦後空白時代の影響が大きく、指導者に研修の機会をあたえなければ、ただちに学習指導に役立てるわけにいかない。左記により伝達講習会を県内五か所において実施した。

期日・会場

| | | |
|---------|-----|-------|
| 十一月三日 | 郡山市 | 会津若松市 |
| 十一月十七日 | 平市 | 相馬市 |
| 十一月二十三日 | 福島市 | |
| 十一月二十四日 | 福島市 | |
| 十二月一日 | 福島市 | |

講師(各会場保体課一名、県剣連二名)
 県教委事務局保体課長 鈴木 勝枝
 // 指導主事 鈴木善兵衛
 // 主事 深井 一三
 県剣道連盟理事長 小島亀太郎
 県立会津短期大学 和田 晋
 福島市立笹谷中学校長 伊藤 良策
 県立会津高等学校教諭 好川 忠
 参加者 五会場総数 三〇二名

| | | | | | | |
|-------|----------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 日 | 9.00 | 10.30 | 12.00 | 12.40 | 15.30 | 16.00 |
| 付式 | 1 講義 | 1 講義 | | | | |
| 受開 | 2 講義 | 2 講義 | | | | |
| 管理 | 1 学校剣道の性 | 1 指導目録と内容 | | | | |
| 2 指導と | 2 審判と昼 | | | | | |
| | | | | | 実技 | |
| | | | | | 閉講式 | |

五 冬季学校体育実技講習会

期日 昭和三十三年一月十八・十九日
 場所 安達郡二本松町岳スキー場
 講師 福島大学学芸学部 菊地 哲男
 // 佐藤 克巳
 県教委事務局保体課長鈴木 勝枝
 指導主事 鈴木善兵衛

参加者 小・中・高校教員約 五〇名
 (主としてスキー初心者)

六 研究指定校一覧

- 双葉郡広野小学校
 - 1 学習指導法の改善
 - 2 教科外活動の促進
- 東白川郡常豊小学校
 - 1 保健体育環境の整備
- 須賀川市須賀川第一小学校
 - 1 段階的指導法について
 - 2 体育施設の充実
- 会津若松市日新小学校
 - 1 基礎調査に基づく学習指導
- 磐城市小名浜第一中学校
 - 1 校内体育行事のあり方
- 安積郡安積第一中学校
 - 1 特別教育活動のあり方
 - 2 集団行動の指導について
- 原町市原町中学校
 - 1 技能の段階的指導
 - 2 諸調査に基づく個別指導
- 県立福島女子高校
 - 1 グループ学習の方法について

七 通達による指導のおもなもの

1 中学校・高等学校における運動部の指導について(32・6・11)

運動部の指導は、学校教育の一部として生徒の正常な身体的発達を図るとともに責任、協力、寛容、明朗などの望ましい態度習慣の育成を目ざして行われるべきものであるから、いやくも運動部に属する生徒に暴力的な行為や不良行為等のないよう学校における運動部については特に左記事項を留意され、運動部の運営が単に生徒の自主的活動に放任されることなく、学校教育の一部としてじゅうぶんな指導の行われるよう御配慮願います。

記

- 1 運動部の活動は、学校教育活動の重要な場であるから、校長は、生徒の自主的活動が健全に行われるよう運動部長や種目別の各部の担当教員などを監督して、その指導の万全を計ること。
- 2 校長の特に留意すべき点
 - (1) 運動部の技術的なコーチを教職員以外に求める場合には、その人の人格が生徒に与える影響の大きいことを考え、教育に対して理解と識見をそなえた人を校長の責任において委嘱すること。
 - (2) 経済的な協力を先輩や後援会などの外部から受けた場合でも、そのことのために運動部の正常な運営がゆがめられたり、対外運動競技への参加が強制されることのないよう配慮すること。
- 3 運動部長の特に留意すべき点
 - (1) 運動部長は、種目別の各部の活動全体について掌握し、学校全体の行事や活動との調整を図ること。
 - (2) 運動部長は施設用具など選手のみ独占されることのないよう指導すること。
 - 4 種目別の各部の担当教員の特に注意すべき点
 - (1) 種目別の各部の担当教員は、単に名目だけでなく、たえず部の活動全体を掌握して指導監督に当ること。
 - (2) 生徒が運動部に入部あるいは退部する場合は、種目別の各部の担当教員は、本人の意志、健康などをじゅうぶん考慮し、ホーム・ルーム教師や父兄とも連絡して適切な措置と指導をすること。
 - (3) 運動部の運営が対外運動競技における勝利のみを目標とし、あるいは